Akerun入退室管理システム利用規約

第1条　（利用規約の適用）

Akerun入退室管理システム利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社Photosynth（以下、「当社」といいます。）が提供するAkerun入退室管理システムの利用条件を定めるものです。

第2条　（定義）

本規約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)　「本システム」とは、当社が保有・提供する以下の①ハードウェアと②ソフトウェアによる「Akerun入退室管理システム」を意味します。

①　ハードウェアとは、
当社が提供するオフィス等の設備の錠に取り付け、お客様のICカード／スマートフォンと無線通信(Bluetooth®)により取り付けられた錠を開閉する機器（スマートロック：商品名称「Akerun Pro/Akerunコントローラー」)及び付随するドアセンサー、NFCリーダー、電池等の関連機器を意味します。
（以下、Akerun Pro/Akerunコントローラー及び関連機器を総称して、「本レンタル品」といいます。）

②　ソフトウェアとは、
当社が導入・利用を認める、スマートフォン向けアプリケーション（名称「Akerunアプリ」）及びWeb管理画面（名称「Akerun Manager」）を意味します。

(2)　「本サービス」とは、本システムにより提供されるサービスを意味します。

(3)　「お客様」とは、本サービスを利用する個人又は法人を意味します。

(4)　「電気錠・自動ドア」とは、本サービスを利用する際に必要な、電気的に制御可能な錠や自動ドア、ゲート等を意味します。

(5)　「Ｗｅｂ申込フォーム」とは、当社指定の利用契約の申し込みフォーム(Akerun入退室管理システム申込受付フォーム)を意味します。

(6)　「利用契約」とは、本サービスの利用に関するお客様と当社との間の権利義務関係を定めたもので、本規約及びご契約情報(契約期間及び利用料金)を含むWeb申込フォームへの入力を内容とする契約を意味します。

(7)　「ユーザーアカウント登録」とは、本サービス利用の前提として、お客様がユーザーID及びパスワードを登録されることを意味します。

(8)　「ユーザーID」とは、当社がお客様に付与する、お客様を識別するための符号を意味します。

(9)　「パスワード」とは、当社がお客様に付与するユーザーIDと組み合せてお客様を識別するための符号を意味します。

(10)　「本サービス用設備」とは、当社が本サービスの提供のために利用するコンピュータ、サーバー、ミドルウェア、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを意味します。

(11)　「プラットフォーム」とは、当社が本サービスを販売するために利用するWebサービス（GooglePlay®、AppStore®など本サービスが購入できるWebサービスを含みますがそれらに限られません。）等を意味します。

(12)　「知的財産権等」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）及びノウハウを意味します。

第3条　（利用契約の締結等）

１．お客様は、本規約に同意して本サービスをご利用頂く必要があります。

２．利用契約は、本サービスの利用希望者（以下、「利用希望者」といいます。）がＷｅｂ申込フォームに必要事項を入力し、本規約に同意して申し込みを行い、当社が当該申し込みを承諾したときに、本規約及びＷｅｂ申込フォームへの入力をもって成立するものとします。なお、利用希望者は、本規約の内容を承諾の上、申込を行うものとし、本サービスの申し込みを行った時点で、当社は、利用希望者が本規約の内容を承諾したものとみなします。

３．利用契約の変更は、前月末までにお客様が当社所定の変更申し込みを当社に行い、当社がこれを受領したときに成立するものとします。

４．当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、利用申込者又はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。この場合の不締結の理由は非公開とします。

⑴　本サービス、本レンタル品に関する金銭債務の不履行、その他利用契約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき

⑵　利用申込又は利用変更申込の内容に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき

⑶　金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断したとき

⑷　利用申込をした者が本サービス、本レンタル品と同様又は類似の製品・サービスを提供しているとき

⑸　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当するとき

⑹　その他当社が不適当と判断したとき

第4条　（通知）

１．当社からお客様への通知は、電子メール、書面、本サービスへの表示、当社ホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。

２．前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メール、本サービスへの表示又は当社ホームページへの掲載の方法により行う場合には、お客様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、本サービス等への表示又は当社ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条　（本規約の変更）

１．当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を随時追加・変更・削除（以下、「変更」といいます。）することができます。

⑴　利用規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

⑵　利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事に照らして合理的なものであるとき

２．当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の２週間前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：akerun.com/terms/）に掲示し、またお客様に電子メールで通知します。

３．変更後の利用規約の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、お客様は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

第6条　（ユーザーアカウント登録）

１．利用希望者は、本サービスを利用するために、Ｗｅｂ申込フォームへの入力、ユーザーアカウント登録をして頂く際に、真実かつ正確で最新の情報を当社に提供するものとします。

２．本契約が解除又は別途当社指定する方法により解約された場合、当該時点以降、当社は登録された情報を継続して保有する義務を負わないものとします。

第7条　（本サービスの内容）

１．本サービスは、以下を主な内容とします。

⑴　施解錠

NFC対応のICカードやスマートフォン端末をNFCリーダーにかざして施解錠

PC、タブレット等のウェブブラウザを通じ遠隔地施解錠が可能

オートロック施錠付属のドアセンサーが扉の開閉を検知して自動施錠

⑵　合鍵発行

スマートフォンのAkerunアプリ内で合鍵発行が可能

Web管理画面「Akerun Manager」上で複数名に対して一括で合鍵発行が可能

⑶　鍵権限の設定

常時利用：いつでも解錠・施錠が可能

期間限定利用：N月N日〇時〇分～□時□まで指定が可能

繰返利用：月～金〇時〇分～□時□分など曜日・時間帯の繰返指定が可能

⑷　入退室履歴取得

ＮＦＣリーダーを室内・室外に設置することにより入室・退室履歴を取得

⑸　Akerun Managerの機能

複数のユーザーを一括登録、鍵権限発行・変更

ＮＦＣ登録NFC対応のＩＣカードやスマートフォンへの鍵権限の発行

複数のスマートロックを1つの管理画面で一括管理

各ユーザーの解錠・施錠の履歴の閲覧

抽出各ユーザーの解錠・施錠の履歴をCSVで出力

遠隔地の施錠状態の確認、遠隔地の解錠・施錠操作

⑹　オートロック

センサー施錠：ドア開閉を検知して施錠操作

タイマー施錠：ドア開閉ない場合、解錠後60秒で施錠

⑺　セキュリティ強化

本体ブザー・メールで開けっ放し警告を通知

夜間などオートロックモードへの自動切り替えの時間帯設定

２．本サービスの内容の詳細は、当社ホームページ(https://akerun.com)又はサポートページに記載するものとします。

第8条　（当社のサポート体制）

当社はお客様に対し、以下のサポートを行います。

⑴　カスタマーサポートによる対応

①　対応時間　平日　１０時～１８時

②　対応内容　操作方法など本サービスに関わるサポート

⑵　上記時間以外の対応

入室できない等の緊急の場合に限り、鍵業者の手配代行のみ受付をします。

第9条　（利用料金）

お客様は、本サービス利用の対価として、Ｗｅｂ申込フォームのご契約情報に入力された利用料金（本レンタル品の貸与に関する費用を含みます。）を、次条に定める方法に

より支払うものとします。

第10条 （支払方法）

１．本サービスの支払方法は、口座振替とします。

２．課金の開始は、本レンタル品が配送された日の属する月初からとさせて頂きます。

３．支払期限は以下のとおりとします。

⑴ １年一括プラン

１年分のご利用料金を、口座振替については、本レンタル品の発送日の属する翌月１０日（金融機関休業日は翌営業日）に口座振替させて頂きます。

⑵ 月額プラン

利用月のご利用料金を、口座振替については、本レンタル品の発送日の属する翌月１０日（金融機関休業日は翌営業日）に口座振替させて頂きます。

第11条 （本サービス利用のための設定・維持）

1. 本サービスを利用する前提として、本サービスをダウンロードするためのインターネット接続環境、本レンタル品との通信が可能なスマートフォンは、お客様の責任で準備して頂くものとします。
2. 当社は、本サービスの機能向上、サービス拡充等の目的から利用料金の改定を行うことがあります。利用料金の改定が有効となる日以降に契約更改が行われる場合は、月額プランのケースでは、利用料金改定日の属する月から、年額プランのケースでは、利用料金改定日以降の更改日から改定後の利用料金が適用されるものとします。

第12条 （本レンタル品の貸与）

1. 当社は、本サービスの提供の前提として、本レンタル品をお客様に貸与し、その費用は第9条（利用料金）で定める利用料金に含まれるものとします。
2. お客様は、本レンタル品を適切にご利用頂くため、本レンタル品の設置にあたり、設置予定の錠が本レンタル品の設置に適しているか否かの確認を、事前に当社営業担当又はサポート担当に確認するものとします。当社が、設置に適さない錠と判断した場合、お客様は当社が推奨する錠への交換を行った上で、本レンタル品を設置するものとします。
3. お客様は、本レンタル品の受け取り後、本レンタル品の不具合などを発見した場合は、当社へご連絡ください。当社で検査を行い、本レンタル品に不具合がある場合には、無償で本レンタル品の交換等を行います。ただし、お客様の故意又は過失(錠確認の未実施、水濡れ等)に起因して不具合が発生した場合には、当社はお客様に修理費用等を請求できるものとします。
4. 前項に基づき、当社が本レンタル品の交換を実施した場合、お客様は、新しいハードウェアを受領した日から30日以内に、不具合のあるハードウェアを当社に返却するものとします。当該期間内に返却がない場合は紛失とみなし、本条第６項を準用します。
5. 本レンタル品の上位版(アップグレード版)をご利用頂く場合、当社は有償にて提供を行うものとします。具体的な費用については当社より別途見積を提示するものとします。
6. お客様は、本サービスの利用契約期間中、善良な管理者の注意をもって本レンタル品を取り扱って頂くものとし、お客様の故意又は過失により、本レンタル品を毀損・滅失・紛失させた場合、当社は21万円を上限とする損害金をお客様に請求できるものとします。
7. お客様は、期間の満了その他の理由で本サービスの利用契約が終了する場合、当社が貸与した本レンタル品を速やかに当社に返却頂くものとし、本レンタル品の返却をもって貸与を終了するものとします。なお返却時に当社が検査し、本レンタル品に毀損・滅失がある場合は、前項を準用するものとします。また返却を必要とするレンタル品の詳細については、納品時の箱に同梱する「レンタル品チェックシート」をご確認ください。
8. 前項の本レンタル品の返却に係る費用は、お客様の負担となりますのでご了承ください。

第13条 （ユーザーID及びパスワードの管理）

1. お客様は、本サービスの利用に際して、当社の発行するユーザーID及びパスワードを用いた認証を行います。
2. お客様は、ユーザーID及びパスワードの認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザーID及びパスワードの認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身及びその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。お客様のユーザーID及びパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、全てお客様による利用とみなすものとされ、お客様はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。

第14条 （登録情報の変更通知義務）

1. お客様は、社名、住所、電話番号、メールアドレスその他当社への登録内容に変更が生じた場合、遅滞なく所定の方法(メール/電話)で当社に届出るものとします。なお、当該届出がなされなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、当社はお客様に対し責任を負いません。
2. 前項の届け出があった場合で、当社が届け出のあった事実を証明する書類の提出をお客様に求めるときは、お客様は遅滞なくこれに応じるものとします。

第15条 （利用開始前の契約終了）

1. 利用契約の成立後、本レンタル品がお客様に配送される前に、お客様の事情により利用契約の継続が困難となったと当社が認めた場合（お客様の事情による解約を含みます。）、本レンタル品に含まれるスマートロック1台につき1万円（税抜）及びその消費税を当社にお支払いいただいた上で、利用契約は終了するものとします。
2. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、お客様の事情により利用契約の継続が困難であると見なすことができます。
   ⑴ 当社がお客様に対して通知した本レンタル品の出荷予定日から3か月を経過しても、お客様が出荷を承諾しないとき
   ⑵ お客様がお申込みの際に弊社に依頼した出荷日より3か月以上先に出荷日の変更を依頼されるとき
   ⑶ 当社が本レンタル品を出荷したにもかかわらず、お客様が、本レンタル品を受領しないとき
   ⑷ その他前3号に準ずる行為により、お客様が本レンタル品の出荷または配送を遅延させたとき

第16条 （お客様からの利用契約の解約等）

1. お客様は、利用契約期間の途中で本サービスの利用を解約される場合、当社指定のフォーマット(当社ホームページ又は本サービス内の申込画面上において入力・送信する方法を含みます。)又は、メールにてその旨を当社に通知するものとします。この場合、解約した翌月５日(土日祝日の場合は翌営業日)までに本レンタル品の返却が完了したことを条件に、当該解約通知が当社に到達した日が属する月（以下「解約通知月」といいます。）に利用契約は終了となります。ただし、本レンタル品の返却が解約通知月の翌月５日(土日祝日の場合は翌営業日)よりも後に到着した場合、利用契約の終了は翌月末日となります。
2. 前項の中途解約の場合、お客様は利用契約期間の残期間分に相当するご利用料金を、解約日までにその全額を支払わなければならないものとします。なお、当社は一度お支払いを受けた利用料金について返還しないものとします。

第17条 （当社からの利用契約の解約等）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通

知又は催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解約若しくは利用の停止をすることができるものとします。
この場合、お客様は直ちに本レンタル品をお客様の負担で当社に返却するものとします。

(1) 利用申込、利用変更申込その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
(2) 履行遅滞等本契約の条項の一に違反した場合であって、相当の期間を定めて契約違背状態の解消を催告したにもかかわらず当該期限内に解消されなかった場合
(3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
(4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
(5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
(6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
(7) 解散（合併による場合を除く）、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議した場合
(8) 本サービスと同様若しくは類似のサービスを現に提供している場合又は将来行う予定があることが判明した場合
(9) 反社会的活動を行っている場合又はその他反社会的勢力に該当する場合若しくはこれら企業と関連がある場合
(10) その他利用契約を履行することが困難となる事由が生じたと当社が判断した場合

2. お客様は、前項各号の事由に該当した場合で、当社による利用契約の解約又は停止があった場合には、その時点で当社に負っている一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払わなければならないものとします。
3. 前項の場合に、ご契約期間の残期間がある場合は、第16条（お客様からの利用契約の解約等）第2項を準用します。

第18条 （禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為又は該当すると当社が判断する行為を行うことを禁止します。お客様の行為が以下各号に該当する場合又は当社が該当すると判断した場合、当社は当該お客様との利用契約の全部又は一部の解約若しくは利用の停止、及び修理費用の請求をすることができるものとします。

(1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
(2) 当社、本サービスのお客様又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
(3) 公序良俗に反する行為
(4) 当社、本サービスのお客様又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
(5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
(6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
(7) 本サービス又は本レンタル品のリバースエンジニアリング、分解、改造等の解析行為
(8) 当社のネットワーク若しくはシステム又は本レンタル品に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
(9) 第三者に成りすます行為
(10) 当社が許諾していない本サービス上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為
(11) 本サービスの他のお客様又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
(12) 反社会的勢力等への利益供与

(13)　当社の同意なく、本サービス又は本レンタル品の再頒布、貸与、販売をする行為
(14)　日本国内での適法性に疑義のあるサービスに利用することその他当社が不適切と判断する行為
(15)　当社が許諾していない通信用SIMカードの不正利用
(16)　当社との間で契約を締結しているお客様以外への本レンタル品の転貸

第19条 （一時中断及び提供停止）

1．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
(1) 本サービス用設備の保守を緊急に行う場合
(2) 天災地変、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他の不可抗力により本サービス等の提供ができなくなった場合
(3) 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止又は停止することにより本サービスの提供ができなくなった場合
(4) プラットフォーム側の事情により本サービスの提供ができなくなった場合
(5) その他、運用上又は技術上当社が本サービスの中断を必要と判断した場合

2．当社は、お客様が利用料金等未払いその他利用契約に違反した場合には、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

3．当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してお客様又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、当社に帰責事由のある場合を除いて、責任を負わないものとします。

第20条 （本サービス、本レンタル品の廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス、本レンタル品の全部又は一部を廃止し、本サービス、本レンタル品を廃止する旨及び廃止日をお客様に通知（ただし、第２号の事由に基づく場合を除きます。）するものとします。当社は、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約するものとします。
(1) 本サービス、本レンタル品の廃止を決定し、廃止日の３０日前までにお客様に通知した場合
(2) 天災地変、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他の不可抗力により本サービス、本レンタル品等の提供ができなくなった場合
(3) 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止又は停止することにより本サービス、本レンタル品の提供ができなくなった場合

第21条 （知的財産権等の取扱い）

本サービス又は本レンタル品に関する知的財産権等は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本サービス利用の許諾は、本サービス又は本レンタル品に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。

第22条 （秘密保持）

お客様は、当社が秘密に取り扱うことを求めて開示した本サービスに関する情報について、当社の書面による承諾がある場合を除き、第三者への開示・漏洩してはならないものとします。

第23条 （個人情報保護）

当社は、本サービスに関連して取得したお客様の個人情報を別途定める当社のプライバ

シーポリシー(https://photosynth.co.jp/privacy/)に従い、適切に取り扱うものとします。

第24条 (免責事項)

1. 本規約に別途定めのある場合を除き、当社を通じてお客様が利用できるすべての情報、コンテンツ、サービスは、「現状有姿」及び「提供可能な限度」で提供され、当社は、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類の保証も行わないものとします。お客様は、自らの責任で本サービスを利用することに明示的に同意したものとみなされます。
2. 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、本サービスのダウンロード又は利用によるスマートフォンの故障又は損傷、本レンタル品の利用不能その他本サービス又は本レンタル品に関してお客様が被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社に帰責事由のある場合を除いて、賠償責任を負わないものとします。
3. 天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当社の責めに帰すことのできない不可抗力による利用契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当社は責任を負わないものとします。
4. 本契約において当社が負担すべき損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本サービスの利用に関し、契約者が当社に過去10年間の間に本サービスの対価として支払った総額を限度とします。
5. お客様は、本レンタル品の取扱説明書・注意事項等を確認のうえ、本レンタル品を使用して頂くものとし、取扱説明書・注意事項等に反する取り扱いをしたことによる本レンタル品及び本サービスの利用不能その他の不具合に関し、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社が設置推奨外としている錠に本レンタル品を設置することで、本レンタル品が故障・破損した場合、お客様は当社が請求する修理代金を負担するものとします。
7. 新設、既設を問わず電気錠・自動ドア(電磁式電気錠を含む)の故障、破損、経年劣化に起因する障害等が発生した場合、当社はサポートの一次受け窓口として対応可能な業者の紹介までを行い、電気錠・自動ドアに関する一切の保証及び責任を負わないものとします。保証については、電気錠・自動ドア製造・販売メーカーにお問い合わせいただくものとします。
8. 防災システムと本レンタル品の連携に起因する障害等が発生した場合、当社は防災システム提供業者とは別に、原因究明を行い、本レンタル品に起因することが判明した場合、当社は代替品の納品を行うものとし、賠償責任範囲については、本条項に定める範囲を限度とします。
9. お客様が移転を行う場合、移転に関わる移設費用、撤去費用等はお客様が負担するものとします。

第25条 (再委託)

当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、第２３条(個人情報保護)のほか当該再委託業務遂行について、利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第26条 (契約不適合責任)

1. 当社は、本レンタル品の種類、品質、数量に関して、本契約の内容との不適合があった場合、自らの裁量により、当該本レンタル品の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完等の必要な措置を講じるものとします。ただし、その契約不適合がお客様の帰責事由が原因であるとき、又はその債務の不履行が契約そ

の他の債務の発生原因若しくは取引上の社会通念に照らして責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。

２．お客様は、当社が前項の履行の追完をした場合は、損害賠償の請求をすることができません。

第27条 （損害賠償）

当社は、お客様が本契約に違反し又は本契約に関連して当社に損害を与えた場合（リバースエンジニアリングによる修繕費用を含む。）、当社に生じた損害（法的救済を求めるために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用その他合理的費用も含む。）をお客様に請求することができるものとします。

第28条 （遅延賠償金）

当社は、お客様が利用料金等を未払いの場合は、遅延日数に応じ、遅延部分に相当する代金に対し年１４．６％の率を乗じた金額を遅延賠償金として請求できるものとします。

第29条 （利用契約の契約期間）

１．１年一括プランの場合

利用契約の契約期間は、第３条（利用契約の締結等）により利用契約が成立した日から１年とします。ただし、契約期間の終了する月の末日までにお客様から当社指定のフォーマットにより解約の意思表示がなされない場合又は解約の意思表示にもかかわらず第１６条（お客様からの利用契約の解約等）第１項に従い契約期間の終了する月の翌月５日までに貸与した本レンタル品が返却されない場合は、利用契約は同一条件にて同一期間さらに自動更新されるものとし、以後も同様とします。

２．月額プランの場合

利用契約の契約期間は、第３条（利用契約の締結等）により利用契約が成立した日から１か月とします。但し、契約期間の終了する月の末日までにお客様から当社指定のフォーマットにより解約の意思表示がなされない場合又は解約の意思表示にもかかわらず第１６条（お客様からの利用契約の解約等）第１項に従い契約期間の終了する月の翌月５日までに貸与した本レンタル品が返却されない場合は、利用契約は同一条件にて同一期間さらに自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第30条 （権利義務の譲渡）

お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、本規約に基づく権利又は義務を、全部であるか一部であるかを問わず、第三者に譲渡し、引受けさせ、担保に供し、その他如何なる態様によっても処分することができないものとします。お客様は、当社がお客様に通知することにより、当社の契約上の地位並びに利用契約に基づく権利又は義務を、全部であるか一部であるかを問わず、第三者へ譲渡（当社がお客様に対して有する利用料金請求権の債権回収代行業者への譲渡を含む。）、引受け、担保設定、その他如何なる態様による処分も実施できることを承諾します。

第31条 （保守サービス）

当社は本レンタル品の提供に際し有償の保守サービスを希望するお客様に対し、お客様との間で別途保守契約サービス契約の締結を行うものとします。

保守サービスの詳細については、別途担当営業よりご案内します。

第32条 （協議）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は当社及びお客様は誠意をもって協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効

である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第33条 （合意管轄）

本規約に関して生じた一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条 （準拠法）

本規約又は利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

附則

2016 年　7月　　1　日簡易制定

2017 年　5月　　1　日改定

2018 年　10月　　1　日改定

2019 年　3月　　1　日改定

2020 年 3月　　23　日改定

2020 年 10月　　19　日改定